

福県医発第 2935 号 (地)
平成 31 年 2 月 1 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 11)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別紙のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 歯科関係 (別添 2) は、省略しております。
- 2) 本資料につきましては、本会ホームページ「平成 30 年度診療報酬改定について」に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 3) 疑義解釈資料 (その 10) につきましては、調剤診療報酬点数表関係のみのため、送付及びホームページ掲載は省略しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 279)

平成 3 1 年 1 月 3 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 1 1）」の送付について

平成 3 0 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 3 0 年 3 月 6 日付日医発第 1 1 2 5 号（保 2 1 2）「平成 3 0 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 3 0 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 1 1）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 1 1）

（平 31. 1. 31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 30 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 11）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 及び 2 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【在宅気管切開患者指導管理料、気管切開患者用人工鼻加算】

問1 区分番号「C 1 1 2」在宅気管切開患者指導管理料及び区分番号「C 1 6 9」気管切開患者用人工鼻加算について、喉頭摘出患者であっても算定できるか。

(答) 喉頭摘出患者であっても、気管切開患者と同様に区分番号「C 1 1 2」在宅気管切開患者指導管理料及び区分番号「C 1 6 9」気管切開患者用人工鼻加算を算定できる。また、使用した薬剤、特定保険医療材料以外の材料費等は当該点数に含まれ別に算定できない。

【処方料、処方箋料】

問2 不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続してベンゾジアゼピン受容体作動薬の投薬を行った場合に算定する処方料、処方箋料について、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成30年3月30日付け事務連絡）別添1の問171で「不安又は不眠に係る適切な研修」として示したもの以外に、以下の研修を修了した医師は、「不安又は不眠に係る適切な研修」を修了した医師と考えてよいか。

- ・公益社団法人全日本病院協会による「向精神薬の適正使用に係る研修」

(答) よい。

【発達及び知能検査】

問3 区分番号「D 2 8 3」発達及び知能検査について、WAIS-IV知能検査は、3「操作と処理が極めて複雑なもの」に含まれるのか。

(答) 含まれる。

【尿管ステントセット・一般型・異物付着防止型】

問4 尿管ステントセット・一般型・異物付着防止型については、平成30年度診療報酬改定において機能区分定義が改正され、「異物付着を防止するための加工が施されていることについて、薬事承認又は認証上明記されていること。」が機能区分定義の一つとされたが、当該改正により平成30年3月以前は「異物付着防止型」に該当していた製品であって平成30年4月以降「標準型」に該当する製品を平成30年4月以降に請求する場合、「標準型」での算定となるのか。

(答) そのとおり。

【先進医療】

問5 先進医療「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」において、フェムトセカンドレーザーを使用することは可能か。可能であった場合、フェムトセカンドレーザーに係る費用を先進医療に係る費用に計上してよいか。

(答) 関連学会等の見解のとおり、フェムトセカンドレーザーを用いた手法の有効性・安全性が従来法と比べて同等で、フェムトセカンドレーザーの使用が当該先進医療の有効性・安全性の評価に影響を与えない場合に限り、当該先進医療におけるフェムトセカンドレーザーの使用は可能である。ただし、フェムトセカンドレーザーに係る費用を、先進医療に係る費用に計上することはできない。なお、当該先進医療においてフェムトセカンドレーザーの有効性・安全性を評価する場合には、新規の先進医療として申請する必要がある。

※関連学会の見解 http://www.nichigan.or.jp/news/m_455.jsp